

## 富田林市の子育て支援の現状と課題（案）

### 1 これまでの次世代育成の流れ

#### 1-1 子育て支援に係る計画の経緯

平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法（注<sup>1</sup>）に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画策定が義務付けられました（推進法の 10 年間（平成 17～26 年度）を前期 5 年、後期 5 年で区分して計画策定）。

この法律に基づき、本市では平成 17～21 年度まで前期 5 年間の次世代育成支援行動計画を策定しました。さらに、平成 21 年度に前期計画の達成状況を踏まえ、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画（以下、現行計画という。）を策定し、この後期計画に沿って次世代育成支援の取り組みを進めています。

#### 1-2 子ども・子育て支援法の成立

平成 24 年 8 月、待機児童（保育、放課後児童を含む）の解消を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域支援にかかる新たな制度を実施するため、子ども・子育て支援法を核とした子ども・子育て関連 3 法が制定されました。

この法律に基づき、都道府県及び市町村には子ども・子育て支援事業計画策定が義務付けられたことから、本市で子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画という。）を策定するものです。

なお、子ども・子育て支援法は、次世代育成支援対策推進法に代わるものではなく、両方も子育て支援に関わる法律となっています。

#### 1-3 最近 5 年間の本市の主な取り組み・出来事

平成 20 年度	公立保育所の役割を中心に市全体の保育体制の再構築を提言した「富田林市立保育所のあり方について提言書」のとりまとめ 学童クラブの有料化にあわせて、利用時間を 19 時まで延長
平成 21 年度	年度末で市立東条幼稚園を休園
平成 22 年度	提言書を踏まえて「富田林市立保育所民営化基本方針」を策定
平成 24 年度	市立みどり保育園を民営化。（その後、第三者組織による評価・検証を実施） 保育所保育士による、子育て家庭と妊産婦の戸別訪問事業を全市的に展開
平成 25 年度	待機児童解消のために新たな民間保育所を整備する方針を決定 子育てガイドブックのリニューアル、子育て支援情報 Facebook ページの開設 年度末で市立板持幼稚園を休園

<sup>1</sup> 10 年間（平成 17～26 年度）の時限立法として制定された。ただし、平成 27（2015）年 3 月末で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」を 10 年延長する方針を固め、平成 26 年の通常国会に改正案を提出する見込み。

## 2 子どもの人数、子どものいる世帯の状況

### 2-1 子どもの人数の動向

本市の出生数は、年間 800 人前後で推移しています。

図表 年間出生数（人）（子育て支援課）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
821	825	826	821	765	

年間出生数がほぼ横ばいで推移しているものの、子ども（児童福祉法で定める 18 歳未満）の人口は、平成 21～25 年の 5 年間で 2,353 人（10.9%）の減少となっています。そのうち、0～5 歳（就学前）が 334 人（6.1%）、6～11 歳（就学年齢）が 1,373 人（18.4%）、12～17 歳（中学生以上）は 646 人（7.5%）の減少となっています。

この要因については詳細な分析が必要ですが、15 歳～64 歳のいわゆる生産年齢人口のうち 40 歳未満の人口で 11.8%、40 歳～64 歳の人口で 1.9%が減少するという状況も考えると、大学進学や就職、結婚などを機会に転出される事例があるのではないかと考えられます。

図表 富田林市の人口の推移（人）（住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在）

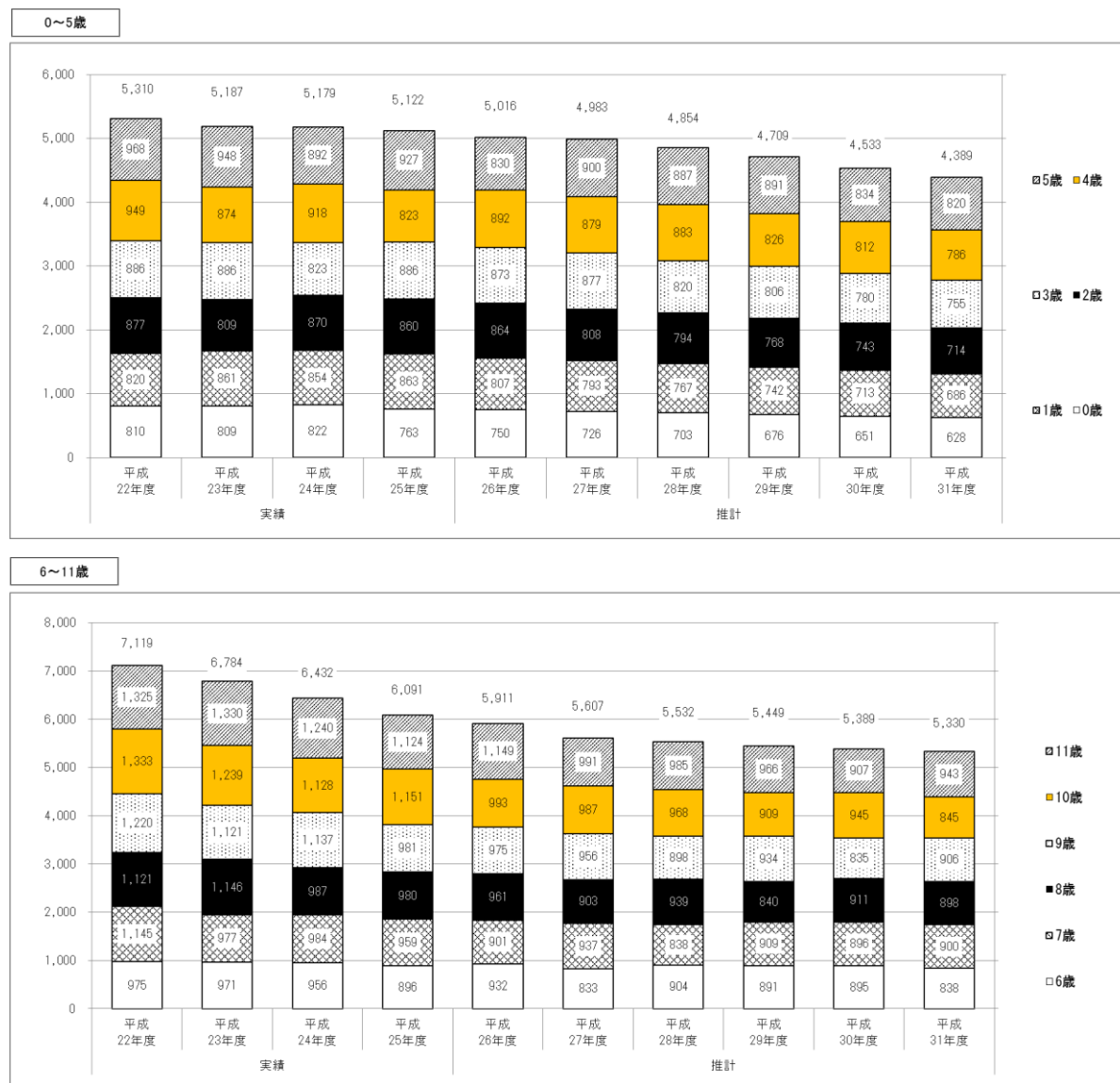
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	増減 H25-H21（率）
0 歳	799	810	809	822	763	△36（△4.5%）
1 歳	869	820	861	854	863	△6（△0.7%）
2 歳	888	877	809	870	860	△28（△3.2%）
3 歳	948	886	886	823	886	△62（△6.5%）
4 歳	970	949	874	918	823	△147（△15.2%）
5 歳	982	968	948	892	927	△55（△5.6%）
小計	5,456	5,310	5,187	5,179	5,122	△334（△6.1%）
6 歳	1,142	975	971	956	896	△246（△21.5%）
7 歳	1,113	1,145	977	984	959	△154（△13.8%）
8 歳	1,219	1,121	1,146	987	980	△239（△19.6%）
9 歳	1,307	1,220	1,121	1,137	981	△326（△24.9%）
10 歳	1,327	1,333	1,239	1,128	1,151	△176（△13.3%）
11 歳	1,356	1,325	1,330	1,240	1,124	△232（△17.1%）
小計	7,464	7,119	6,784	6,432	6,091	△1,373（△18.4%）
12 歳	1,370	1,352	1,334	1,323	1,228	△142（△10.4%）
13 歳	1,391	1,390	1,353	1,340	1,317	△74（△5.3%）
14 歳	1,421	1,393	1,393	1,354	1,332	△89（△6.3%）
15 歳	1,435	1,420	1,399	1,386	1,350	△85（△5.9%）
16 歳	1,552	1,466	1,440	1,407	1,386	△166（△10.7%）
17 歳	1,494	1,544	1,465	1,437	1,404	△90（△6.0%）
小計	8,663	8,565	8,384	8,247	8,017	△646（△7.5%）
15 歳～39 歳	37,203	36,222	35,014	33,810	32,825	△4,378（△11.8%）
40 歳～64 歳	41,919	41,905	42,183	41,926	41,102	△817（△1.9%）
65 歳以上	25,273	25,982	26,336	27,197	28,504	3,231（12.8%）
計	121,497	120,673	119,584	118,561	117,521	△3,976（△3.3%）

## 2-2 子どもの人数の推計

近年の人口動向が今後も続くことを前提に国の示す方法で算出した子ども人数の予測をみると、0～5歳（就学前）は平成25年の5,122人から平成31年の4,389人になり、約700人減少する見込みです。

6～11歳（就学年齢）は平成25年の6,091人から平成31年の5,330人になり、約700人減少する見込みです。

図表 子ども人数の予測（人）



## 2-3 子どものいる世帯の状況

平成22年度国勢調査時点の6歳未満のいる親族世帯数は4,943世帯（一般世帯の約15%）、18歳未満のいる親族世帯数は11,544世帯（一般世帯の約34%）です。

6歳未満世帯のうち、核家族世帯（夫婦のみ世帯や夫婦と子どものみの世帯等）の割合は8割を占めています。この割合は18歳未満世帯も概ね同様です。

また、ひとり親世帯（母子・父子家庭）は6歳未満世帯の約5%、18歳未満世帯の約8%です。

図表 子どものいる世帯（世帯）（平成22年国勢調査）

	総数	核家族			核家族以外
		夫婦と子ども	母親と子ども	父親と子ども	
一般世帯総数	33,737	14,640	2,405	422	2,986
構成比率（%）	100.0	43.4	7.1	1.3	8.9
6歳未満のいる親族世帯数	4,943	4,228	228	13	474
構成比率（%）	100.0	85.5	4.6	0.3	9.6
18歳未満のいる親族世帯数	11,544	9,214	808	95	1,421
構成比率（%）	100.0	79.8	7.0	0.8	12.3

注：総数には非親族世帯、単独世帯を含む

### 3 就学前の子育て支援の状況

#### 3-1 保育の状況

平成 25 年度現在、市立保育所 6 カ所、民間保育所（認可）8 カ所、認可外保育所 2 カ所が設置されています。

近年の利用状況は下表のとおりです。平成 26 年 3 月現在の待機児童数は 53 人です。

図表 保育所（認可、認可外）の利用者数（人）（保育課・広域福祉課）

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	定員	H25 定員充足率
認可保育所 （各年度末現在）	0 歳	204	200	187	204	186	180	103.3%
	1 歳	238	275	277	270	285	247	115.4%
	2 歳	321	286	309	317	312	285	109.5%
	3 歳	321	346	334	327	349	309	112.9%
	4 歳	337	314	344	337	318	284	112.0%
	5 歳	322	340	317	348	337	289	116.6%
	計	1,743	1,761	1,768	1,803	1,787	1,594	112.1%
認可外保育所 （各年度 1 月末現在・4 歳以上定員には学童を含む）	0 歳	4	2	1	1	6	25	—
	1 歳	9	5	6	6	8		—
	2 歳	5	8	5	5	5	40	—
	3 歳	4	6	6	5	1		—
	4 歳以上	8	5	1	1	4	20	—
	計	30	26	19	18	24	85	—

#### ◇富田林市内保育所一覧（平成 25 年度）（保育課）

##### ◇認可保育所

	保育所名	定員	対象年齢	開所時間（延長含む）	特別保育等
市立	富田林保育園	60	産休明け～5 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	障がい児
市立	彼方保育園	90	産休明け～5 歳		障がい児
市立	大伴保育園	100	産休明け～5 歳		障がい児
市立	若葉保育園	90	産休明け～5 歳		一時、障がい児
市立	金剛保育園	240	産休明け～5 歳		障がい児
市立	金剛東保育園	90	産休明け～5 歳		障がい児
民間	菊水保育園	120	産休明け～5 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	障がい児
民間	葛城保育園	150	産休明け～5 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	障がい児
民間	常德保育園	120	産休明け～5 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	障がい児
民間	富貴の里保育園	150	産休明け～5 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	一時、障がい児
民間	ともっち保育園	40	産休明け～3 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	障がい児
民間	ふれんど保育園	89	産休明け～5 歳	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	特定、障がい児
民間	梅の里保育園	90	産休明け～5 歳	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	一時、休日、病後児 障がい児
民間	みどり保育園	165	産休明け～5 歳	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～19:00	一時、障がい児

◇認可外保育施設

区分	保育所名	定員	対象年齢	開所時間
民間	たんぼぼ保育所金剛園	40	2カ月～学童	通常8:00～18:00 時間外 18:00～8:00
民間	TK チルドレンズファーム富田林校	45	3カ月～学童	平日7:30～20:00 土曜7:30～18:00

### 3-2 子育て支援事業と利用状況

本市の子育て支援事業と近年の利用状況は下表のとおりです。

図表 子育て支援事業の利用状況（子育て支援課・保育課・情報公開課）

事業名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①一時保育	延べ利用者数	3,195	4,291	4,575	4,657	
②休日保育	延べ利用者数	170	259	127	342	
③病後児保育	延べ利用者数	94	93	91	81	
④特定保育	延べ利用者数	27	27	42	48	
⑤短期入所生活援助（ショートステイ）事業	延べ利用者数	210	95	117	107	
⑥夜間養護（トワイライトステイ）	延べ利用者数	0	0	0	0	
⑦地域子育て支援センター事業	延べ利用者数（子ども）	6,063	7,669	7,320	6,533	
⑧富田林市ファミリー・サポート・センター	会員登録数	387	379	361	341	
	利用者数	1,128	931	527	574	
⑨つどいの広場	延べ利用者数（子ども）	12,899	14,654	15,415	18,286	
⑩富田林市マイ保育園制度/保育士による全戸訪問事業	延べ訪問家庭数	—	—	—	3,101	
⑪ひとり親家庭の自立支援	訓練給付金	6	4	2	4	
	訓練促進費	18	17	15	13	
⑫チューリップ教室（親子教室）	延べ利用者数	1,342	1,365	1,337	1,349	
⑬母子生活支援施設への入所	入所世帯数	4	3	1	2	
⑭助産施設への入所	入所者数	33	34	36	36	
⑮とんだばやしメール	登録者数（子育て関係）	789	928	1,050	1,009	2,107

## (各事業の概要)

### ① 一時保育

対 象：市内在住の生後 9 週目～就学前までの子ども

内 容：保護者の急病や冠婚葬祭、出産、育児疲れなど、緊急・一時的に家庭でお子さんの保育が困難となった場合に保育を行う。利用には事前登録が必要。

利用時間：保育園の開所日で週 3 日以内（日曜日・祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日は休園）

平 日：午前 9 時～午後 5 時（富貴の里保育園は午前 8 時～午後 4 時）

土曜日：午前 9 時～正午

実施施設：市立若葉保育園、富貴の里保育園、梅の里保育園、みどり保育園

### ② 休日保育

対 象：市内に在住し、保育所に入所している児童

内 容：保護者の就労などで、休日にも保育が必要な場合。利用には事前登録が必要。

利用時間：日曜・祝祭日・12 月 29 日・30 日（12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

実施施設：梅の里保育園 定員：10 人

### ③ 病後児保育

対 象：市内に在住し、保育所に入所している児童

内 容：子どもの病気回復期で、普段通園している保育所に預けられないとき、専用の部屋で保育を実施。利用は、予約の上でかかりつけ医の意見書が必要。

利用時間：祝祭日及び 12 月 30 日～1 月 4 日を除く毎日（月～土曜日）8 時～18 時

実施施設：梅の里保育園 定員：4 人

### ④ 特定保育

対 象：市内に居住されているご家庭の就学前児童

内 容：勤務が週に 2～3 日程度の家庭の子どもを保育。利用は、月極めで申し込みが必要。

利用時間：祝祭日及び 12 月 30 日～1 月 4 日を除く毎日（月～土曜日）

平日：9 時～17 時（7 時～19 時の範囲で延長可能）

実施施設：ふれんど保育園 定員：10 人

### ⑤ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

内 容：保護者が社会的事由（疾病、出産、看護、災害、冠婚葬祭等）、疲労その他の身体上著しくして精神上または環境上の理由により、一時的に家庭において養育出来ない場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に児童福祉施設等において、児童の養育保護を行う。

利用期間：7 日以内

実施施設：高鷲学園、羽曳野荘、四天王寺悲田太子乃園

## ⑥夜間養護（トワイライトステイ）

対 象：原則として小学生

内 容：保護者が仕事の事由によって、帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、夕食の提供等を行う。

利用時間：午後 10 時まで。利用期間は 6 カ月以内

実施施設：高鷲学園

## ⑦地域子育て支援センター事業

対 象：市内に在住する 0 歳～就学前までの子どもと親（※事業によって異なる）

内 容：子育て相談、園庭開放、親子教室など（※事業は園によって異なる）

実施施設：富貴の里保育園、梅の里保育園

## ⑧富田林市ファミリー・サポート・センター

対 象：生後 2 カ月から満 12 歳までの子ども

利用時間：平日、土・日曜日、祝日。午前 6 時～午後 10 時（延長含む）

内 容：子育ての援助をしてほしい方（依頼会員）と援助をしたい方（援助会員）が会員となり、お互いに助けたり助けられたりして子育ての相互活動を行う。

## ⑨つどいの広場

対 象：主に 0 歳から 3 歳までの子どもとその保護者

開設場所：ほっとひろば（ふらっと、レインボー、かがりの郷、すばるホール）、すこやかひろば（須賀、東条）、ひだまり

内 容：地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽につどい、交流や育児相談、情報提供等を実施。

## ⑩富田林市マイ保育園制度／保育士による全戸訪問事業

対 象：保育所、幼稚園に属していない 3 歳未満の子どもの保護者、出産予定で母子健康手帳の交付を受けた方

内 容：保育所見学などの体験、保育士等による育児相談、保育所行事等への参加の呼びかけなど。

## ⑪ひとり親家庭の自立支援

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

内 容：母子家庭の母又は父子家庭の父が職業能力の開発のための教育訓練講座を受講する場合の補助

母子・父子家庭高等技能訓練促進費事業

内 容：母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講する場合、一定期間について訓練促進費を支給することで、生活の負担を軽減する。



⑫チューリップ教室（親子教室）

対 象：保育園や幼稚園などに就園するまでの子ども

内 容：1歳7カ月児健診や3歳6カ月児健診等で、発達面において何らかの心配な子どもや、育児について不安な保護者の方を対象としている教室。

⑬母子生活支援施設への入所

対 象：18歳未満の子どもを養育している母子家庭などの母と子ども

内 容：生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に入所する。

⑭助産施設への入所

対 象：生活保護世帯、市民税非課税世帯の妊産婦

内 容：産婦が保健上、必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産を受けることができないとき、助産施設に入所する。

⑮とんだばやしメール

事業内容：多様なメニューの中で、子育てに関する情報も配信する。

配信内容：子育て・行事＝子育て家庭向けの行事・イベント（園庭開放、つどいの広場など）に関する情報を配信

子育て・手続き＝子育ての手続き（保育所、児童手当など）に関する情報を配信

### 3-3 幼稚園の利用状況

平成 25 年度現在、市立幼稚園 12 園、私立幼稚園 6 園が設置されています。

近年の利用状況は下表のとおりです。私立幼稚園の一部では希望者に預かり保育を実施しています。

図表 幼稚園の利用者数（人）（教育委員会教育指導室）※私立には市外通園者も含む

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	H25 定員	H25 定員充足率
市立 (5/1 現在)	3 歳	—	—	—	—	—	—	%
	4 歳	296	266	248	244	199		%
	5 歳	325	312	267	261	254		%
	計	621	578	515	505	453	2,020	22.4%
私立 (5/1 現在)	3 歳	386	336	413	363	383		%
	4 歳	413	439	350	424	367		%
	5 歳	399	402	440	352	416		%
	計	1,198	1,177	1,203	1,139	1,166	2,090	55.8%
合計		1,819	1,755	1,718	1,644	1,619	4,110	39.4%

◇富田林市内幼稚園一覧（平成 25 年度 5/1 現在）（教育委員会教育指導室）

	園名	定員	対象年齢	開園時間
市立	富田林幼稚園	160	4~5歳	月火木金曜 9:00~14:00 (課業後保育14:00~15:00) 水曜 9:00~11:30
市立	新堂幼稚園	180		
市立	喜志幼稚園	160		
市立	大伴幼稚園	160		
市立	板持幼稚園	80		
市立	彼方幼稚園	120		
市立	錦郡幼稚園	120		
市立	川西幼稚園	160		
市立	青葉丘幼稚園	280		
市立	伏山台幼稚園	240		
市立	喜志西幼稚園	120		
市立	津々山台幼稚園	240		
私立	PL 学園幼稚園	190	3~5歳	平日 9:00~16:00
私立	大阪芸術大学附属金剛幼稚園	330	3~5歳	平日 9:00~15:00
私立	大谷幼稚園	400	3~5歳	月火木金曜 8:30~14:00 水曜 8:30~11:30
私立	しろがね幼稚園	200	満3歳 3~5歳	月火木金曜 8:30~14:30 水曜 8:30~11:30
私立	東金剛幼稚園	475	満3歳 3~5歳	平日 9:00~14:00
私立	平成幼稚園	495	満3歳 3~5歳	月火木金曜 9:00~14:15 水曜 9:00~11:30

## 4 就学期（小・中学校）の支援の状況

### 4-1 小学校の概要

平成 25 年度現在、市立小学校 16 校、市立中学校 8 校があります。このほか、市内に私立小学校 1 校、私立中学校 2 校があります。市立小・中学校の児童生徒数は下表のとおりです。

図表 小・中学校児童生徒数（人）（各年 5 月 1 日現在）（教育委員会教育指導室）

	学年等	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学校	1 年	1,111	943	945	926	868
	2 年	1,078	1,106	951	959	923
	3 年	1,185	1,090	1,111	960	955
	4 年	1,259	1,180	1,090	1,109	950
	5 年	1,267	1,276	1,189	1,090	1,115
	6 年	1,302	1,266	1,273	1,190	1,088
	計	7,202	6,861	6,559	6,234	5,899
中学校	1 年	1,231	1,211	1,177	1,192	1,099
	2 年	1,201	1,232	1,208	1,185	1,188
	3 年	1,234	1,208	1,236	1,208	1,187
	計	3,666	3,651	3,621	3,585	3,474

### 4-2 学童クラブ

市立 16 小学校（全校）で実施しています。開設時間等は次のとおりです。

対 象：市内に在住する小学生で、保護者が就労等により昼間家庭にいない状態が月 15 日以上あり、かつ、その状態が継続する見込がある児童を対象に全小学校で実施しています。開設時間は次のとおりです。

平 日：月曜日～金曜日まで。児童の下校時から午後 7 時まで

土 曜：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

学校の長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）：午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

図表 学童クラブの利用状況（人）（平成 25 年 5 月現在）（子育て支援課）

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
喜志学童クラブ	登録者数	29	23	13	8	4	0
	登録率	33.7	30.7	17.1	11.0	4.4	0
新堂学童クラブ	登録者数	21	12	11	7	5	0
	登録率	26.6	16.2	11.3	10.3	4.5	0
富田林学童クラブ	登録者数	15	24	11	9	3	2
	登録率	34.9	40.0	20.0	19.1	4.7	3.1
川西学童クラブ	登録者数	22	21	8	8	2	2
	登録率	37.9	27.6	11.8	9.1	2.3	2.2
錦郡学童クラブ	登録者数	19	15	11	11	4	4
	登録率	40.4	23.1	22.4	20.0	6.2	6.5
彼方学童クラブ	登録者数	13	4	9	2	4	0
	登録率	36.1	8.7	17.3	4.4	6.1	0

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
大伴学童クラブ	登録者数	17	11	7	5	5	1
	登録率	20.0	14.3	9.1	6.0	4.8	1.1
東条学童クラブ	登録者数	4	8	6	3	1	1
	登録率	28.6	42.1	22.2	10.7	7.1	3.4
高辺台学童クラブ	登録者数	11	9	11	3	4	0
	登録率	37.9	39.1	28.9	10.0	13.3	0
久野喜台学童クラブ	登録者数	27	15	13	11	6	0
	登録率	57.4	34.1	25.0	23.4	8.7	0
寺池台学童クラブ	登録者数	28	28	11	14	5	4
	登録率	33.3	37.3	15.1	20.0	5.2	5.2
伏山台学童クラブ	登録者数	18	15	11	6	6	4
	登録率	32.1	25.9	26.8	12.2	15.4	10.5
喜志西学童クラブ	登録者数	19	14	8	8	5	2
	登録率	33.3	41.2	13.1	15.1	10.4	2.9
藤沢台学童クラブ	登録者数	18	17	11	14	2	0
	登録率	36.7	23.0	14.9	17.7	2.8	0
小金台学童クラブ	登録者数	24	18	19	11	4	2
	登録率	32.9	21.4	22.1	12.5	3.7	2.2
向陽台学童クラブ	登録者数	11	12	3	4	2	0
	登録率	44.0	28.6	10.3	8.7	4.2	0
合計	登録者数	296	246	163	124	62	22
	登録率	34.1	26.7	17.1	13.1	5.6	2.0

#### 4-3 放課後子ども教室

子どもの豊かな成長を育むことを目的に、市立小学校全 16 校で放課後や週末等に開催され、地域ボランティアの協力を得て、体験・交流活動を実施しています。

図表 子ども教室の利用状況（のべ人数）（平成 26 年 2 月現在）（教育委員会社会教育課）

学 校 名	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
喜志小学校	455	352	284	214	317
新堂小学校	213	248	308	354	189
富田林小学校	764	927	890	752	646
川西小学校	2,050	1,432	1,591	1,408	1,114
錦郡小学校	447	1,068	1,060	1,065	1,203
彼方小学校	434	552	501	646	542
大伴小学校	644	455	365	505	588
東条小学校	409	578	397	470	415
高辺台小学校	600	401	299	546	516
久野喜台小学校	856	901	806	965	641
寺池台小学校	769	515	700	1,225	871
伏山台小学校	457	446	528	1,008	1,044
喜志西小学校	1,162	1,181	1,037	860	843
藤沢台小学校	441	1,028	1,205	1,128	1,020
小金台小学校	621	781	1,105	1,130	1,281
向陽台小学校	811	969	1,076	1,386	1,135
合計	11,133	11,834	12,152	13,662	12,365

#### 4-4 子育ての経済的負担の軽減

平成 25 年度現在、本市で実施している助成等の制度は次のとおりです。

図表 助成等の状況（平成 25 年度現在）（子育て支援課・障がい福祉課・福祉医療課）

名称	対象	平成 24 年度の状況
子ども医療費助成事業	0 歳～小学 6 年生の入院・通院及び中学 3 年生までの入院の自己負担分を助成	143,771 件 156,495 人
ひとり親家庭医療費助成事業	18 歳までの子どもとひとり親又は養育者の自己負担分を助成	33,190 件 37,000 人
児童手当（国）	中学校修了までの児童を対象に支給	支給人数 14,603 人
児童扶養手当（国）	父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障がいの世帯で、18 歳までの児童の父親または母親または養育者が受給	支給人数 1,511 人
特別児童扶養手当（国）	20 歳未満で、精神または身体に重度・中度の障がいをもつ児童の父母または養育者が受給	231 人
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者に対し、出産育児一時金の支給	144 件
① 就園奨励費 ② 富田林市私立幼稚園園児補助金	幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児補助金を支給	①730 人 ②539 人
就学援助費	学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を所得に応じて援助	2,916 人
富田林市障害者（児）給付金	障がい児を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給	（障がい者・児合計） 重度 2,093 人 中度 2,059 人 軽度 696 人
障害児福祉手当	身体又は精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の 20 歳未満に支給	70 人
富田林市重度障害者福祉タクシー料金補助	在宅の重度障がい者（児）に対しタクシー料金の一部を補助	児童 30 人 13,657 回
住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者（児）又は在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成	2 人（内：児童 0 人）
重度障害児（者）介護手当	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せ持つ在宅の障がい児（者）の介護者に介護手当を支給	29 人（障がい者・児合計）
難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給	特定疾患 638 人 小児慢性特定疾患 102 人 @5,000 円
在宅障がい者への授産施設通所交通費助成	精神障がい・身体障がい又は知的障がい者通所授産施設に通所している在宅の心身障がい者に対し、通所に要する交通費の一部を補助	41 人（障がい者）
大阪府心身障害者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給	44 人（障がい者・児合計）
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	職業能力の開発のための講座受講料の補助	4 人
母子・父子家庭高等技能訓練促進費	資格取得のために養成機関で受講する場合に支給	促進費 13 人 一時金 5 人
母子福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金の貸付の相談及び受付	15 件

## 5 今後の子育て支援の検討課題（案）

本市の子育て支援策にかかる現状と今後の検討課題について、現行計画の体系に沿ってまとめました。

### 5-1 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

#### <現行計画の目標>

- 子どもの命が失われるという痛ましい結果にならないように、市民一人ひとりが子どもの人権を理解し、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。
- 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、保護者とともに地域で社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、みんなで支えあう福祉のコミュニティづくりを目指します。
- すべての子どもが、性別、国籍、障がいの有無、家庭の形態等によって差別されることなく、個性や能力を発揮できるよう権利教育に取り組むとともに人権問題に関する理解を深め、すべての子どもの人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現をめざします。
- 友達からのいじめや、親からの虐待などの子ども自身の悩み相談をしっかりと受けていく体制を充実していきます。

#### <現状>

##### ①児童虐待防止対策の充実

- 生後4カ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、母親の育児不安を解消する「こんにちは赤ちゃん事業」は、23年度以降95%以上の訪問実施率を維持しています。また、養育支援が特に必要な家庭に家庭訪問支援員が訪問して支援を行っています（育児支援家庭訪問事業）。
- 本市の児童虐待防止活動は、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して取り組んでいます。また、市民全体に向け、積極的な広報・啓発活動を行っています。（児童虐待相談対応件数：平成24年度258件）

##### ②障がいのある子どもへの支援

- 18歳未満の障がい者手帳交付者数は91人です。（平成26年1月現在）
- 本市のすべての認可保育所（市立、民間）、学童クラブでは職員の加配などを行い、障がい児を受け入れています。
- 自立支援については「富田林市障がい者計画」に基づき実施しています。
- 24年度からは「発達障がい児支援システム」を導入し、専門医師による発達相談も実施しています。

##### ③子どもの権利を大切にする取り組みの充実

- 市民や地域への様々な活動を通じた人権教育と啓発活動、人権擁護委員の協力などによる人権相談及び生活相談、保幼小中の教職員や関係機関の職員対象の研修による意識向上に取り組んでいます。

#### ④子どもが相談できる体制の充実

- 児童相談係にて保護者や子どもからの相談に応じています。(相談:平成 24 年度 467 件)
- 各地区の民生委員・児童委員は身近な相談相手として活動しています。
- 不登校児童生徒にきめ細かく対応するため、適応指導教室指導員 1 人、教育相談員 1 人、教育カウンセラー 2 人、子ども登校支援相談員 4 人で、「すこやかスクールYOUYOU (学校外適応指導教室)」や学校内カウンセリングなどを行っています。

#### <検討課題>

- 近年は、全国と同様、本市でも児童虐待、いじめ、不登校、インターネット上のトラブル、発達障がい、小 1 プロブレムなど、適切な対応の必要なケースが増えつつあります。
- こうした諸課題に対し、本市の「子どもの最善の利益を第一とする (チルドレンズファースト)」という次世代育成の理念に基づき、より子どもの視点に立った支援や対応が求められています。
- 課題 1 子どもたちの人権に関わる様々な問題の予防、早期発見、早期対応、そして回復のために、関係機関の連携強化はもとより、市、市民自身、地域それぞれにどのような取り組みを充実すべきかを検討する必要があります。
- 課題 2 近年、全国的に発達に関する相談件数や学校での職員加配件数が増えつつあります。こうした現状に対し、本市でも早期からの支援体制や保幼小による連続した障がい (特に発達障がい) への支援における今後の課題、市や関係機関の取り組みの改善・充実すべきことを検討する必要があります。
- 課題 3 厳しい環境も多いひとり親家庭への支援は、子どもの健全な成長・発達を支えるうえでも重要です。それぞれの家庭によって置かれた状況の異なるひとり親家庭への支援における今後の課題、市や関係機関の取り組みの改善・充実すべきこと、保護者自身、地域の取り組みなどを検討する必要があります。



## 5-2 子どもや母親の健康・安全の確保

### <現行計画の目標>

- 安全に安心して妊娠・出産ができ、子育てが始められるよう妊娠期からの継続した支援を推進します。また、妊産婦に対して産後うつを含むメンタルケアの充実を図ります。
- 従来の各種健診、相談、子育て支援事業をさらに充実させ、子どもとその母親の健康を支援します。
- 乳幼児期から思春期にわたる各段階に応じた継続的な啓発や教室、情報提供をとおして、食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる食育を推進します。
- かかりつけ医の普及促進や小児救急医療体制の充実及び情報提供に努めます。
- 乳幼児期に起こりやすい不慮の事故などを周りの大人の工夫で防ぐため、事故予防教育を推進します。

### <現状>

#### ①健やかな妊娠・出産への支援

- 妊婦一般健康診査のほか、赤ちゃんを迎える教室を実施しています。10代妊婦率が府内でも高い現状を踏まえて22年度からは教室に10代～22歳未満限定の1日コースを新設しています。ただし、教室の参加者数は全体的に減少傾向にあります。(延べ参加人数：平成24年度 母親181人、父親45人)
- 新生児訪問を実施しています。22年度以降は出産医療機関からの情報提供(府：要養育者支援情報提供システム)により、訪問依頼が増加しています。(平成24年度：初産婦利用率64%、妊産婦訪問指導 延べ人数1,070人(うちハイリスク妊婦訪問11人))
- 不妊治療支援として、府の制度に加えて、市独自の特定不妊治療費助成制度を平成23年8月から実施しています。

#### ②子どもや母親の健康確保

- 乳幼児定期健診(4カ月児、1歳7カ月、3歳6カ月、乳児一般、乳児後期)の受診率は平成24年度87～97%ですが、府内平均受診率を下回っている健診もあります。
- 各種予防接種を実施しています。接種率は平成24年度87～102%ですが、種類によってはやや低いものもあります。
- 月1回の個別相談会(子育て相談会)、訪問指導のほか、経過観察を必要とする乳幼児に医師、心理相談員による乳幼児二次健診を実施しています。24年度からは「発達障がい児支援システム」を導入し、専門医師による発達相談も実施しています。(5-1②の再掲)

#### ③食育の推進

- 育児教室(びよびよクラス、すくすくクラス)において離乳食講習会や食に関する指導を実施しています。
- 平成23年3月に中学校給食施設の整備を完了し、すべての市立小・中学校で給食を実施しています。学校では給食を生きた教材として食に関する指導を推進しています。

#### ③ 小児医療の充実

- 小児救急医療は、医師会などの協力を得ながら、南河内南部広域小児急病診療体制を構築しています。毎日、午後8時～翌朝8時まで、小児科(中学生まで)の救急医療も対応(小児救急電話相談を含む)しています。(救急搬送：平成24年度117人)

- 休日診療所を市内に1か所開設するとともに、府と連携して二次救急医療（入院、手術）体制を構築しています。

#### ⑤子どもの事故予防

- 4カ月児健診とすくすくクラスで事故予防教育を実施しています。また、子どもの年齢別における発生しやすい事故内容と予防対策をまとめたチラシ配布、応急手当の救命講座を開催しています。

#### <検討課題>

- 子育て支援において、周産期と乳幼児期を見守る母子保健事業と小児医療は、保護者の関心が特に高い分野です。出産や育児の不安や悩みをできる限り早期に解消することが、その後の子どもの成長と子育て環境にも大きく影響します。
- 課題1 周産期及び小児医療体制、子どもの健康増進、保護者の心身の健康を支える環境づくり、思春期に対する健康支援における今後の課題は何か。また、市、市民自身、地域の取り組みの改善・充実すべきことを検討する必要があります。
- 課題2 子どもを巻き込んだ事件・事故を可能な限りなくすことは、市と市民の願いです。そのため、子どもが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりに向けて、今後の課題は何か。また、市、市民自身、地域の取り組みの改善・充実すべきことを検討する必要があります。

### 5-3 心豊かな子どもを育む教育環境の整備

#### <現行計画の目標>

- 子ども自身が心豊かに育つことができるよう、学校園・地域における様々な体験活動・カリキュラム等を実施します。
- 幼稚園教育のあり方やその果たすべき役割について客観的に検討を進めるための体制づくり、保護者の子育ての実態に応じた支援を推進します。
- 心身ともに大きく成長する青少年期において、健やかに主体性をもって、たくましく成長していけるように支援していきます。次代の親となる中高生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするとともに、ジェンダーの視点を持った啓発に努めます。
- 様々なメディアから発信される性や暴力に関する有害情報など、児童・生徒にとって有害となる環境の除去に努め、青少年の健全育成を推進します。
- 子どもや子育て家庭の交流の場となる児童館、学校外の中高生の居場所となる青少年センターの取り組みを充実し、放課後や週末等の居場所づくりを推進します。
- 子どもたちが自然や地域住民とふれあい、自然の大切さを学ぶことのできる場所を整備します。

#### <現状>

##### ①幼児・児童教育の充実

- 本市では、本やお話し会を通じた乳幼児と保護者の“ふれあい”に力を入れています。
- 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校との円滑な接続が進むよう子ども同士の交流のほか、教員同士も学び合う機会を持ち連携を図っています。
- 体験や交流を通じた成長の場として、ジュニアリーダー養成、放課後子ども教室、中学生の海外交換留学などを実施しています。
- 小・中学校でのキャリア教育や、ALT（外国語指導助手 11 人）による市内全学校園での国際理解教育・英語教育の充実を図っています。

##### ②青少年期の健全育成

- 8 中学校区の各地域教育協議会の推進（すこやかネット）を中心に青少年健全育成活動を展開しています。
- 小・中学校で発達段階に応じた「性教育」、中学生の乳幼児ふれあい体験を実施しています。

##### ③子どもの居場所づくりの推進

- 児童館では専任スタッフを中心に、放課後、土曜日・長期休みなどでの様々な活動、スポーツや芸術文化などを通じた親子ふれあい事業を企画・実施しています。
- 学校での放課後子ども教室、青少年センターの利用促進を図っています。

##### ④ゆたかな自然環境の活用

- 農業公園サバーファームでの様々なイベント、小学校での農業体験（平成 24 年度 1 校実施）を行っています。

### <検討課題>

- 学校教育・社会教育を通して、次代を担う子どもの「社会を生き抜く力」を養成することが国の目標であり、本市の目指すところです。そのためには、家庭を基盤に学校、地域が一緒になり、地域全体で子どもの成長を見守る環境が大切になります。
- 課題 1 学校は家庭の次に子どもの人間的な成長を支える役割を担いますが、学校教育自体は教育分野に位置づけられます。そのため、本計画では学校の担う子育て支援の役割についての今後の改善点や充実すべきことなどを検討する必要があります。
- 課題 2 地域全体で子どもの成長を見守る環境の向上のため、市、市民自身、地域の取り組みの改善・充実すべきことを検討する必要があります。

## 5-4 地域で支える子育て環境づくり

### <現行計画の目標>

- 幼児期の教育・保育サービスは、提供体制の整備と、私立幼稚園の預かり保育や保育園の延長保育・一時保育・休日保育等の多様な需要に応じて、広く市民が利用しやすいサービスを提供していきます。
- 昼間、家庭に保護者がいない小学校児童が安心安全に過ごすことができる居場所としての学童クラブを充実し、児童の健全な育成及び保護者の就労と子育てとの両立支援を図ります。
- 地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後対策の充実を図ります。

### <現状>

#### ①多様な保育サービスの充実

##### (保育所)

- 通常保育のほか、延長保育は全認可保育所（1時間ないし2時間）、休日保育1カ所（定員10人）、一時保育4カ所（定員10～15人。利用者多数）、病後児保育1カ所（定員4人。利用者少ない）、特定保育1カ所（定員10人）で行っています。
- 障がい児保育は全認可保育所で、子育て短期支援事業（ショートステイ）は2歳児以上対象に3カ所で行っています。子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の利用者は過去3年間いません。
- 保育の「質」の確保・向上を図るため、市立保育所では定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行っています。民間保育所では各法人の理念に基づいてより良い保育サービスに努めています。
- 市では民間保育所への年1回の監査を行っています。また、各保育所では、第三者の苦情処理委員会を設置しています。
- 本市では待機児童解消に向けて、平成26年度中に新たな民間保育所の開園を目指しています。また、この保育所でも一時保育を予定しています。

##### (幼稚園)

- すべての市立幼稚園で1時間程度の課後保育（預かり保育）を行っています。
- 私立幼稚園4園で始業前の早朝保育、保育終了後や長期休業中の預かり保育を行っています。また、満3歳児就園を3園で実施しています。
- 教育の「質」を確保するため、年間2回程度公私立幼稚園連絡協議会を開催し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行っています。

#### ②放課後対策の充実

- 市立16小学校（全校）で学童クラブを実施しています。
- 児童館では専任スタッフを中心に、放課後、土曜日・長期休みなどでの様々な活動、スポーツや芸術文化などを通じた親子ふれあい事業を企画・実施しています。（5-3③の再掲）
- 学校での放課後子ども教室、青少年センターの利用促進を図っています。（5-3③の再掲）

### <検討課題>

- 子育て支援の中で、待機児童をはじめ、保護者が希望する保育サービスを利用できないことが大きな社会問題になっています。こうした状況を是正するため、子ども・子育て支援法が制定されました。
- 市には、子ども・子育て支援法に基づく事業を平成 27 年度からスタートさせ、待機児童の解消、希望と異なるサービス利用の是正、予想される多様な保育ニーズ量に対する提供量の確保に向けて前進していくことが求められます。
- 課題 1 新たな子ども・子育て事業に基づくサービス量の確保（＝子ども・子育て支援事業計画策定）とともに、これらの事業を実施する市独自基準の設定（認可や運営の基準、利用料の設定などの条例制定）を検討する必要があります。

・ 保護者アンケート結果に基づく「ニーズ量推計」を参照。

- 課題 2 施設・事業の「質」の向上にかかる現行の取り組みに関し、今後、市や各施設で改善・充実することを検討する必要があります。

## 5-5 仕事と生活の調和の実現

### <現行計画の目標>

- 育児休業や介護休業制度などを利用しにくい状況も多いことから、雇用者・事業所・地域住民の理解を進め、職場環境の改善に努めます。
- 家庭における男女の役割分担の見直しや子育ての大切さ・楽しさを理解できるように、啓発活動を行っていきます。

### <現状>

#### ①仕事と生活の調和の推進

- 市民の就労支援として、就労支援センターでの就労相談、ビジネスマナー&スキルアップのための各種講座、「求人・求職情報フェア」の開催などを行っています。
- 市内企業（雇用者）啓発に向けて、「子育て通信」を発行しています。

#### ②男女共同参画による子育ての推進

- 富田林市男女共同参画計画ウィズプランに基づくフォーラムや講座の開催を通じて、また、母子保健事業や公民館講座を通じて、男性の育児参加を啓発しています。
- 市立 16 小学校で学童クラブを実施しています。

### <検討課題>

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、保育サービスとともに次世代育成策の両輪といえる分野です。しかしながら、企業を取り巻く経済環境に大きく影響を受けることなどから、普及がなかなか進まない状況です。
- そのため、育児休業制度をはじめとする仕事と子育ての両立支援制度の普及、事業所内保育施設の整備など、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて市独自に今後取り組むべきことは何か。市民自身、地域の取り組みも検討する必要があります。

## 5-6 すべての子育て家庭への支援

### <現行計画の目標>

- 就労している母親、専業主婦で孤立している母親への支援として、子育て支援サービスに関する情報が確実に届くように様々なメディアを活用して情報提供を行っていきます。
- 保育所・幼稚園・小中学校・保健センター等や身近な地域において、気軽に相談し、悩みや負担を軽減することができるように支援します。
- ひとり親家庭の自立を促すため、相談機能を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援し、雇用促進のための諸施策について周知を図ります。
- 外国籍の人がいる家庭、日本国籍で外国にルーツをもつ人がいる家庭や帰国子女のいる家庭など、支援が必要な家庭には、様々な角度からの相談や生活におけるサポートを行います。
- 子育てにかかる経済的支援を引き続き行いながら、各種制度の充実を国・府に働きかける等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

### <現状>

#### ① 子育てに関する情報提供の充実

- 情報を網羅した子育てガイドやこども情報紙の発行、最新情報をタイムリーに伝えるとんだばやしメールの配信、出前講座での周知などを行っています。
- 子育て家庭や妊娠している人がいる家庭を、保育所の保育士が訪問し、子育てに関するさまざまな情報を提供しています。
- 保健センターや児童館などでの情報の掲示、受診率が約90%に上る健診時にも保護者に情報が確実に届くよう努めています。

#### ② 子育てに関する相談体制の充実

- 保健センターでの相談、母子保健事業に基づく訪問はもとより、市立も民間も含めた保育所、幼稚園、小学校、つどいの広場、地域子育て支援センター、市立幼児教育センターにおいて、随時、相談を受け付けています。また、府、医師会、警察など関係機関による専門的な相談体制を整えています。
- 平成25年6月より、3圏域6名の富田林市コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を配置し、きめ細かな対応のできる体制の強化を図っています。

#### ③ ひとり親家庭・外国人家庭等の自立支援の促進

- ひとり親家庭に対しては、就労支援による自立促進と経済的支援を中心に行っています。
- 小・中学校に通訳を配置し、日本語を十分に理解できない子どもを支援しています。（平成25年度 小学校：中国語・ベトナム語・ポルトガル語・韓国語。中学校：中国語・ポルトガル語）
- 帰国・渡日の児童生徒の学校生活をサポートするため、多言語進路ガイダンスを年2回、実施しています。（平成24年度 児童生徒11人参加）

#### ④ 経済的な負担の軽減

- 国の各種手当（児童手当、児童扶養手当など）、助成制度の適切な給付に努めています。
- 市独自の支援として、子ども医療費助成の支給対象年齢を拡大しています。



## <検討課題>

- 今回の保護者アンケート結果をみると、気軽に相談できる人や相談できる場所や相手がある（いる）割合は95%以上です。一方、ない（いない）は全体で3~4%ですが、小学校高学年でみると5~6%です。

### （関連するアンケート設問）

- ・ 気軽に相談できる人や相談できる場所は、就学前（問9）「いる（ある）」96.6%、小学生（問8）「いる（ある）」95.9%。
- ・ 子育て支援サービスの認知度の高い項目は「保育所や幼稚園の園庭開放など」92.4%、「保健センターの情報・相談サービスなど」82.6%（就学前問29）。

- しかしながら、少子化や地域でのつながりの希薄化に伴い、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、誰にも相談せずに孤立するケースが増えることも懸念されます。
- 課題1 必要な時に適切な情報が迅速に届く情報提供の充実、子育てに関する相談支援体制の拡充に向けての改善点を検討する必要があります。
- 課題2 厳しい環境も多いひとり親家庭への支援は、子どもの健全な成長・発達を支えるうえでも重要です。それぞれの家庭によって置かれた状況の異なるひとり親家庭への支援における今後の課題、市や関係機関の取り組みの改善・充実すべきこと、保護者自身、地域の取り組みなどを検討する必要があります。
- 課題3 「子育ての経済的負担の軽減」は市民が最も期待する支援策のひとつです。市のまちづくりや財政運営上の視点を含め、今後取り組むべきことを検討する必要があります。

## 5-7 地域における子育て環境の推進

### <現行計画の目標>

- 地域の社会資源を活用しながら、高齢者も含めた世代間交流など、多様な学習、体験機会を提供し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。
- 保護者が子育てに喜びを感じ、支えあいながらも自立した子育てが地域でできるよう支援します。
- 子育て家庭への支援を行う機関や人々が、ネットワークによってつながることができるよう体制を構築します。
- 誰もが気軽に訪れ、子育て中の親同士が交流することができる場や機会の提供に努めます。

### <現状>

#### ①地域における体験の機会の充実

- スポーツ、芸術文化、地域行事、青少年活動などにそれぞれの団体や地域が活動しています。
- こうした市民主体の活動とともに、公民館や市主催のスポーツ大会などを通じて、地域の子どもを地域で育てる意識の醸成を図っています。

#### ②地域における子育て支援サービスの充実

- 主に未就園児や保護者を対象に、2か所の地域子育て支援センター、2か所の富田林市立幼児教育センター、つどいの広場、親子教室、児童館での活動などを実施しています。
- 会員同士の互助組織としてファミリー・サポート・センターが設置されています。ただし、ここ数年、会員数が減少しています。
- みどり保育園を家庭支援推進保育（所）に指定し、家庭環境に配慮を要する保育所入所児童やひきこもりがちな家庭を対象に、出前の育児相談・親子教室、家庭訪問などを行っています。

#### ③子育て支援のネットワークづくり

- 本市では、それぞれの目的に応じて次のような組織が設置されています。
- 子育て支援関係機関のネットワーク
- 乳幼児連絡調整会議
- 幼稚園協議会
- 市PTA連絡協議会
- 富田林市DV対策連絡会議
- 市こども会育成連絡協議会
- 地域コーディネーター連絡会
- 要保護児童対策地域協議会

#### ④子育て交流の場づくりの推進

- 子育てサークルの活動を支援しています。（平成25年度 7団体）
- 2か所の地域子育て支援センター、2か所の市立幼児教育センター、つどいの広場、親子教室、児童館での活動などを実施しています。

#### <検討課題>

- 核家族が増えていく状況において、地域全体で子育てしやすい環境づくりの推進は極めて重要な分野です。また、子育てに関する様々な問題に対し、関係機関同士の連携がますます求められています。
- 本市では様々な関係機関同士のネットワークが構築されています。今後、地域全体での子育てしやすい環境づくり、ネットワークの強化に向けての課題は何か。市、保護者自身、地域の取り組みの改善点や充実すべきことを検討する必要があります。

## 5-8 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

### <現行計画の目標>

- 妊産婦や乳幼児連れの人などにとって、外出しやすい環境整備や、通学路において安全・安心な歩道等の整備に努めます。
- 児童・生徒の健康確保の観点から、有害な環境の改善を推進します。
- 子どもを犯罪や交通事故等の被害から守り、地域で子どもたちが安全に生活することができるよう支援します。
- 子育てに適切な住環境の整備を図るとともに、身近なところで安心して遊ぶことができるよう公園の整備を行います。

### <現状>

#### ①快適な生活環境の確保

- 法律や府の条例に基づき、市内の道路のバリアフリー化、歩道の整備・改修、交通安全施設の設置などを計画的に進めています。
- 公園、児童遊園の整備、遊具の更新などは、配置バランス等を考慮しつつ、進めています。
- 平成 26 年度中の完了に向けて、学校の構造体（校舎等）の耐震化を進めています。

#### ②安全・安心なまちづくりの推進

- 「学校園安全確保の日」を定め、市立小・中学校及び公私立を含めたすべての幼稚園・保育所において、全市的に防犯訓練を行っています。また、各校園の「防犯マニュアル等」を定期的に見直しています。
- 2 台の青色回転灯パトロールカーで、登校時間は毎週 1 回（2 小学校区）、下校時間は毎日（2～4 小学校区）の見回りを行っています。
- 通学時の安全対策の一環として、市立小学校の新 1 年生に防犯ブザーを毎年 4 月に学校を通じて配付しています。

### <検討課題>

- 子どもを巻き込んだ事件・事故を可能な限りなくすことは、市と市民の願いです。
- 子どもが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりに向けて、今後の課題は何か。また、市、市民自身、地域の取り組みの改善・充実すべきことなどを検討する必要があります。